

## 令和5年度第2回岩手県教育振興基本対策審議会

**開催日時** 令和5年7月14日（金）10：00～12：00

**開催場所** サンセール盛岡 3階大ホール

**出席委員** 浅沼千明委員、佐々木一憲委員、佐々木修一委員、佐々木良恵委員、佐藤嘉彦委員、鈴木美喜子委員、鈴木美智代委員、高橋昌造委員、滝吉美知香委員、田代高章委員、西舘敦委員、星俊也委員、西山広美委員、八重樫由吏委員、山口真樹委員

### 議事の概要

#### 1 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」について

参考資料1-1、参考資料1-2により、審議の流れについて確認した後、資料1から資料4までについて、事務局から説明し、質疑及び意見交換を行った。

#### 2 その他

資料5により、これからの教育施策推進のために子どもから意見聴取を行うことについて、事務局から説明し、質疑を行った。

### 1 開会

○**西野教育企画室長** それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回岩手県教育振興基本対策審議会を開催いたします。本日の委員の皆様のお出席状況ですが、委員全員18名のうち、半数以上15名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、岩手県附属機関条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを申し上げます。それでは、開会にあたりまして、菊池教育局長からご挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

○**菊池教育局長** 皆さんおはようございます。局長の菊地と申します。よろしくお願いたします。本来であれば佐藤教育長からご挨拶申し上げるところでしたけれども、現在別用務に対応しておりまして、そちらが終わりましたらこちらに向かわせていただくこととしておりましたので、恐縮ですが私の方から開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、先月、国の第4次教育振興基本計画が閣議決定されたところです。第1回のこの審議会におきましては、文科省の担当の方から中教審答申のご説明もございましたが、計画の総括的な基本方針として、持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上の2つを掲げ、そのもとに5つの基本方針を定めた上で、令和5年度から令和9年度までの5年間ににおける教育政策の目標、基本施策及び指標が16項目にわたって示されております。本日は、国の基本計画及び前回の審議会の皆様からいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局で作成しました個別施策、こちらの具体的な取組について、委員の皆様それぞれの立場からの忌憚のないご意見・ご提言をいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○**西野教育企画室長** それでは議事に先立ちまして、前回の審議会から2名の委員に異動がありましたので、新しい委員の方々を名簿順に紹介させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、2ページに名簿がございます。まずは、鈴木美喜子委員です。

○**鈴木美喜子委員** 鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**西野教育企画室長** 西山広美委員です。

○**西山広美委員** 西山です。よろしくお願いいたします。

○西野教育企画室長 新しい方々はよろしくお願ひいたします。そして、本日の出席状況ですが、急遽、新宮委員が欠席となりましたので、名簿の訂正をお願ひいたします。それでは、早速議事に入りますが、ここより以後の進行は、岩手県附属機関条例第4条第2項の規定により、佐々木修一会長にお願ひしたいと存じます。佐々木会長、議長席にご移動をお願ひいたします。

### 3 議 事

#### (1) 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」について

○佐々木修一会長 皆さんこんにちは。今回もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、早速議事に入ります。「議事(1)次期「岩手県教育振興計画（仮称）」について」を議題といたします。資料1に入ります前に、本日の審議のポイントについて、事務局よりご説明いただきたいと思ひます。事務局は説明をお願ひします。

○西野教育企画室長 それでは、本日の審議のポイントについて説明申し上げます。お手元の参考資料1をお開き願ひます。参考資料1です。以降の説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。参考1-1の資料になりますが、前回の説明と若干重複してしまひますが、本日の審議内容について説明いたします。参考資料1-1の3番のところですが、次期「岩手県教育振興計画」策定の考え方を記載しております。1番目の○と2番目の○にある通り、この計画は今後5年間の施策の方向性、具体的取組方策を定め、本県の指針とすることを想定しているところですが、また、3つ目と4つ目の○ですが、次期計画というのは、県のマスタープランの「いわて県民計画」長期ビジョンとともに、教育基本法に規定する本県の教育振興基本計画として位置づけるものであり、そのため、昨年度、県で策定しました第2期アクションプランの考え方、取組の方向性との整合性を図っていく必要があるものです。

次に参考資料1-2をご覧ください。当審議会での計画策定に向けての審議内容となりますが、前回1回目の会議におきましては、次期計画の骨子をご承認いただいたことから、今回は岩手県の現状を踏まえ、具体的施策についてご審議いただきます。計画づくりと申し上げますと、先に目指す姿・目標等を審議いただくところも多いですが、先ほど説明した通り、次期計画が県民計画やアクションプランなどと整合性をとるものであり、アクションプランを昨年度策定し、今年度は計画初年度ということから、まずはアクションプランをベースとした具体的施策を審議いただき、その後の段階で目指す姿や目標など、国の教育基本計画なども踏まえてご審議いただく予定としております。本日は、資料4を中心にご意見をいただきたいと考えております。以上、審議のポイントです。

○佐々木修一会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから質問はありますか。それでは進行いたします。続けて、資料1について、前回の審議会で、各委員からいただきましたご意見等への回答・対応について、事務局よりご説明をお願ひします。

○西野教育企画室長 それでは資料1を説明させていただきます。第1回審議会でもいただいたご意見のうち、主なものをまとめさせていただきました。

まず総論としては、新型コロナの影響を踏まえての計画策定が必要というご意見を複数いただきました。コロナ禍にあつて地域のつながりが希薄になっているとか、組織の弱体化、また5類移行後にその影響がプラスに作用されている方、マイナスに作用されている方など、様々な状況にも配慮が必要ではないかというご意見をいただいております。また、次の人口減少への対応という点につきましても、学校統廃合、学習機会の保障、ふるさと・地域への愛着や民俗芸能の継承など、どのように子どもたちが取り組んでいけばいいのかなどの課題を挙げていただき、今後このようなご意見に関しましては、施策検討の視点として計画反映をしていきたいと考えております。また、緑の部分ですが、学校教育関係です。ICT教育の充実、部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行について、そして2ページに移りますと、多様な教育ニーズへの対応として、不登校、全く学校に来られない子どもへの対応、障がいの有無に限らず不登校を含めた多様な視点での、例えば自分にあった学びを考えられる場としての通級指導などのご意見をいただいたところですが、また、教職員への支援ということで、働き方改革、人材育成などのご意見をいただき、

これらも次期計画に盛り込みながら、また、働き方改革プランなどでも取り組むことを考えております。そして、オレンジの部分は社会教育関連となりますが、コミュニティ・スクール、岩手県で取り組んできた教育振興運動との関連などのご意見が出されたところです。この他、復興教育について、また、全体意見として、岩手の強み、岩手らしさ、グローバルな動きと岩手オリジナルというようなご意見をいただいたことから、素案・中間案への反映等を検討していきたいと思っております。以上、資料1の説明とさせていただきます。

○佐々木修一会長 資料1について説明いただきましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。確認したいことがある委員は、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、資料1につきましては、ご意見等はないようですので、続きまして資料2から資料4までについて、一括して事務局よりご説明をお願いいたします。

○西野教育企画室長 それでは、資料2をご覧ください。次期岩手県教育振興計画の骨子案です。

今後の環境の状況に変化を踏まえた内容や表現にするのは当然として、先ほどから説明しておりますが、県の県民計画の期間中であることから、現計画を継承する骨子案を前回の審議会でご了承いただきました。なお、本日時点で文言の修正を1箇所させていただいております。第3章の12番ですが、「次世代につなげる民俗芸能」というような表現に変えておまして、この部分に関しましては、今まで民俗芸能や郷土芸能の使用が混在しておりましたが、第2期アクションプランや文化芸術振興指針における民俗芸能の使用に統一しましたので、この計画においても統一しようとするものであり、この段階で直させていただきました。また、2ページ、3ページにつきましては、資料4で審議いただく具体的施策の骨子案となりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、資料3をお開き願います。こちらは、具体的施策を審議するにあたり、岩手の教育をめぐる状況を簡単にまとめました。まず、ローマ数字Ⅰの現行期間の状況です。学校教育、社会教育・家庭教育、そして国の動きを整理しました。そして、中ほどには特に赤い部分になりますが、コロナ対応の状況ということで、GIGAスクール構想の前倒しによるICT機器の整備や、学校のエアコン整備、感染症拡大防止と教育活動の両立に取り組んだというような流れを記載いたしました。

2ページにお進み願います。新型コロナの影響といたしまして、1番に感染状況をまとめました。(1)として感染者数、(2)として臨時休業措置の実施数をまとめておまして、3ページには、それに対応した教育委員会の対策を掲げております。

そして4ページからが、教育を取り巻く各種データとなります。随所でコロナの影響が見られるところです。まず左上がGIGAスクール構想の加速として、学校のICT環境の整備が飛躍的に進んだ一方、利活用については、令和3年度の状況となりますが、教員の活用指導力、授業での活用状況が全国より低い状況となっております。また、右側の体験活動の影響を見ましても、各種活動の制約もありまして、文化芸術への関心、体力・運動能力の面において指標の低下傾向が見られます。また下段のいじめ認知件数、不登校児童生徒数は、報道されているように増加傾向にあります。

5ページに進みます。児童生徒数の状況です。少子化の中、児童生徒数は減少、それに合わせての学校統廃合が進み、学校数も減少、小規模化というような傾向も見られております。

6ページに進みます。左側が高校生の進路の状況となり、上段が大学進学率となりますが、本県の進学率も上昇はしているものの、全国と比べその差は縮小せず低い状況となっております。下段は県内就職の状況で、県内企業の理解促進の取組が進んだほか、コロナの影響から地元志向の高まりもあり、上昇傾向となっております。そして右側が教員に関する状況です。教職員の働き方改革を進めておりますが、いまだに長時間勤務の状況が見られ、教職を目指す学生の減少が続き、採用倍率も高くないという状況となっております。

7ページに移ります。こちらが社会教育・家庭教育の状況です。こちらでもコロナの影響が見て取れ、教育振興運動として取り組まれている活動、右側の社会教育施設の利用者が低調となっております。また、コミュニティ・スクールに関しましては、市町村数や学校数等は増えてはいるものの、前回審議会で意見が出された通り周知に課題がある状況が見受けられます。

このような状況を受けての取組の方向性として、現時点でたたき台としてお示ししたのが、資料4となっております。12本の柱をご説明させていただきます。

まず、おめぐりいただき1ページです。「1 岩手で、世界で活躍する人材の育成」という観点におきましては、まず課題として東日本大震災津波の記憶の風化の懸念ということがあり、これに対して、右側の方になりますが、特に取組の方向性のところですが、県内すべての学校が教科横断的に取り組んできた復興教育の推進や、学校間公私間連携による取組の充実などを図っていくということ、後は、下段の児童生徒の興味関心、適性に基づく進路実現に向けてという課題に関しましては、地域の産業界と連携した教育活動の充実など、キャリア教育、ライフデザイン能力の育成に取り組んでいくと考えております。

また、2ページに移ります。グローバル化、デジタル化に対応した人材育成につきましては、外国人との交流機会の充実や、ALT、デジタル教科書等ICTの活用などによる学習意欲の向上、そして、下段の方になりますが、専門人材や産業界と連携したイノベーションを創出するような人材育成に取り組んでいくということを考えております。

次に3ページです。「2 確かな学力の育成」においては、「令和の日本型学校教育」の構築、学力向上、希望する進路の実現を課題ととらえ、これに対して、これからの社会で活躍する必要な資質能力の育成として、まずは学習の基盤となる資質能力の育成に加え、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やカリキュラムマネジメントの推進を図っていくこととしております。そして、ICTを活用した教員の指導力向上、幼児教育推進体制の強化、そして一番下にありますが、小規模校における遠隔授業の実施などに取り組むことを掲げております。

4ページです。こちらは、課題は共通で取り組むところですが、各種調査結果の効果的な活用など、児童生徒の実態把握に基づいた授業改善や、自主的・計画的な家庭学習の充実、また、議題になりますが、制度の生徒の課題発見等、課題解決能力の育成に向けた地域等との連携による探究的な学習の推進、探求的な学習をSTEAMの視点から高める取組など、社会ニーズに対応した学習の充実に取り組むことを考えております。

次のページ「3 豊かな心の育成」です。ここでは、社会的包摂、読書活動や多様な体験活動の充実などの課題に対しまして、多様な教育活動と関連づけたカリキュラム編成、教員の指導力向上を通じ、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践を進め、自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成に取り組むということ、あと下段の方ですが、教育振興運動との連携、放課後子ども教室を活用して、学科、学校関係、地域が連携した体験活動を通じた豊かな心の育成に取り組むという方向性を出しております。

6ページに移ります。ここでは、文化芸術活動の機会の減少、部活動の地域連携、地域移行、成年年齢の引き下げへの対応という状況を受けまして、これに対しては、郷土の伝統文化の体験・継承に取り組む機会や、様々な文化芸術鑑賞会の機会を通じた学校における文化芸術教育の推進、そして下段の方で、主権者教育などによる社会に参加する力の育成にも取り組むこととしております。

7ページに移ります。「4 健やかな体の育成」では、スクリーンタイムの増加など、コロナ禍の影響や子どもたちを取り巻く社会環境の変化も見られることから、運動習慣、食習慣、生活習慣を一体的に関連付けた取組や、家庭、地域、関係機関と連携したスマートフォン等の利用に関する普及啓発、児童生徒の家庭において性に関する知識を身につけ、自他ともに尊重できるような指導体制を構築するなど、児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実を図っていくことを掲げました。

8ページに移ります。部活動という課題に関しましては、適切な部活動の推進体制の地域連携、地域クラブ活動への移行という課題がございます。それに対して、まずは県の方針に基づく部活動休養日の制定や生徒ニーズに踏まえた指導体制の推進、中ほどの、体罰ハラスメントの根絶に向けた研修の充実、そして下段の、市町村教育委員会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した移行に向けた取組を掲げているところ です。

9ページに移ります。「5 特別支援教育の推進」では、支援を要する児童生徒の増加、ニーズの多様化ということに対しまして、個別の指導計画、教育支援計画に基づくサポート体制の充実や引継ぎシートなどによる学校種間の円滑な引継、後は、コーディネーターを中心に医療、福祉、労働分野などとのネットワーク構築等によって、就学前から卒業まで一貫した支援の充実に努めるということを掲げました。ま

た、下段にございます、通級による指導すべての教職員の専門性の向上のための研修実施、そして、特別支援学校や、特別支援学級におけるICTのさらなる活用による指導・支援の充実に取り組んでいることを掲げさせていただきました。

次に10ページに移りまして、特別支援教育の続きとなりますが、ここでは、県民向けの公開講座の実施、また、授業の補助や生活の支援を担う特別支援教育サポーターの養成、そして、後は、特別支援学校整備計画に基づく環境整備に取り組み、教育環境の充実と県民の理解促進を図るといようなことも掲げております。

次に11ページに移ります。「6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応」においては、いじめ認知件数、不登校児童生徒数の増加に対し、いじめ防止等のための基本的な方針に基づく取組を徹底するとともに、道徳や人権教育の充実、また、定期的なアンケートの調査や面談等によるいじめの積極的な認知、迅速な対応により、いじめ防止対策の推進と事案の適切な対処に取り組むこととしております。そして、下段の不登校対策となりますが、まずはカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門職の配置、民間団体との連携、ICTを活用した学習支援、校内教育支援センター等の体制整備支援や、最後となりますが1人1台端末を利用した相談支援などを掲げました。

そして、12ページにスマートフォンへの対応ということも課題として掲げまして、これに関しましては、情報モラルの啓発や、保護者や地域と連携した普及啓発活動などの取組の方向性も掲げました。

次に13ページに移ります。「7 学びの基盤づくり」です。ここは色々な要素が入ってきますが、児童生徒の安全確保、老朽化や新しいニーズへの対応といった学校施設の機能向上、人口減少化における教育環境の整備といった課題に対して、まずは環境変化を踏まえた安全計画や危機管理マニュアルの研修を開催し、それを基にした研修訓練の実施、そして地域との連携に加えた通学で見守り点検、児童生徒には震災の教訓を踏まえた特色ある防災教育を進めていくことを掲げました。また、学校施設については、計画的に長寿命化対策に取り組み、あわせて防災機能の強化、トイレの洋式化などの環境改善を進めていくこととしております。

14ページに移ります。ここでは基盤の中に、経済的支援という課題もあるということでその部分を入れましたが、それに関しては、就学援助、就学支援金等の制度の適切な運営・運用を通じて、環境に左右されない教育機会の確保・支援に取り組むと掲げさせていただきましたし、また、下段の方となりますが、学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールの仕組みの活用により、地域とともにある学校づくり、魅力ある学校づくりを推進していくことを掲げました。

15ページに移ります。多様な教育ニーズへの対応としては、不登校児童生徒に向けては、まずは各市町村の教育支援センターやフリースクール等の民間団体と連携し、教育機会の確保に取り組むとともに、特別な支援を要する児童生徒の学習環境の整備を掲げました。そして、下段の方ですが、教員採用志願者の確保に向けては、学生への説明会など、教育の魅力発信に努めるとともに、採用も本県の育成指標に基づき、教員自らが必要な学びを主体的に行う仕組みを構築していくことを考えております。

そして、16ページです。学校における働き方改革につきましては、もちろん教員が担う校務処理を全県統一したシステムで行うことができる統合型校務支援システムの全県導入、後は、各市町村の取組を支援していくことを掲げるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの専門人材の配置、部活動の方針に基づく休業日と活動基準の徹底にも取り組むことを掲げました。

17ページです。「8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進」です。特色ある私立学校に対する期待の高まりの中、校舎等の耐震化などの課題もあります。そこで、補助等を通じた私立学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動の支援と、耐震化、教育環境の整備を支援していくことを掲げました。

18ページからが社会教育となります。「9 学校と家庭、地域との協働の推進」です。こちらの協働に向けては、まずはコミュニティ・スクールとの連携による教育振興運動や地域学校協働活動の充実、地域と学校つなぐコーディネーター人材の配置支援に取り組んでいくことを掲げ、また、学習機会や体験活動の機会の拡充に向けては、放課後子ども教室等の居場所づくり、社会教育施設を活用した豊かな体験活動の充実を図っていくことを掲げました。

19ページの「10 子育て支援や家庭教育の充実」ですが、核家族化が進展することから、まずは子育てや家庭教育に関する保護者の学びを支援する情報や資料の提供とともに、相談体制の充実に取り組みます。

また、子育てや家庭教育に関する学習機会の提供、相談窓口の周知、利用促進やメールマガジン等による情報提供・意識啓発、後は、サポーター等の資質向上ネットワークづくりということも掲げております。

次に20ページです。「11 生涯にわたり学び続ける環境づくり」ということで、学びの多様化という環境変化もあり、県民の学習機会の充実、社会教育施設における学習機会の充実という課題に対しまして、まずはICTを活用した学びの機会、活躍の場の情報集積や提供、オンライン学習と学びを継続する仕組みづくりに取り組むこととしております。そして、あわせて生涯を通じて学ぶ基盤となる幼少期や中学生の読書活動を推進し、多様な学習機会の充実を図っていきます。また、下段の方にありますが、社会教育施設においては、自然、文化等をテーマとした公開講座など、岩手ならではの学習機会の提供に努めています。

21ページです。コロナの影響もあり、学びと学習活動の機会が減少しているということから、この点に関しては、コミュニティ・スクールの導入・充実、教振や地域学校協働活動への参加促進、PTAをはじめとする各種団体への活動支援や、相互交流の機会を通じて学び等活動の循環による地域活性化に取り組むことを掲げました。また、関係者の資質向上に向けては、ICTの利用に関する研修や指導者のネットワーク化を図り、中核を担う人材育成に取り組むことを掲げました。

22ページです。多様な学びのニーズに応じた拠点の充実に向けては、博物館等の社会教育施設の利便性の向上、デジタルコンテンツの充実など、幅広い学びのニーズに応じた拠点づくりを盛り込んだところで

す。23ページ、最後の柱「12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承」です。世界に誇る文化遺産、伝統文化の継承、文化財の活用という課題に関しまして、民俗芸能などの伝統文化の体験・継承に取り組む、後は、様々な文化芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。また、担い手の育成に向けて、部活動の推進や地域と連携した指導・環境の充実を図るなど、部活動や地域と連携した民俗芸能の保存と継承を進めていくということも掲げさせていただきました。また、下段の方になりますが、先に策定しました岩手県文化財保存活用大綱や市町村で定める文化財保存活用地域計画をもとに、伝統文化、文化財などを活用した交流の推進を図っていくことを記載しております。

以上、駆け足で恐縮ですが、岩手を取り巻く現状とそれに基づいた現段階の具体的施策の方向性となっております。

○佐々木修一会長 膨大な資料でしたが、ありがとうございました。それではただいまご説明がございました資料2から資料4までについて、資料ごとに質疑、意見交換を行いたいと思います。まずは、資料2、資料3については、一括して、質問や意見をいただきたいと思います。資料2と資料3につきまして、ご質問、ご意見のある委員は、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。星委員をお願いします。

○星俊也委員 八幡平市の星です。ご説明ありがとうございました。資料2についてですが、現計画と次期計画を比較しましたときに、資料2の2ページ左側、現計画の1「岩手で、世界で活躍する人材の育成」の②「郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進」が次期計画では盛り込まれないものになるということが見て分かります。同様に、3ページ、7「学びの基盤づくり」の③「目標達成型の学校経営の推進」が削られるという次期計画になろうとしています。このような取扱いをしようとする背景、意図をお聞かせいただきたいと思います。と申しますのは、現計画に則って、今、各教育現場は取り組んでいるので、大変大切なことであろうと認識をしておりますことから、これらが外されるということの意味をしっかりと確認させていただければと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木修一会長 事務局いかがでしょう。

○西野教育企画室長 資料2の2～3ページ、次期計画のところは、先ほどから申し上げております、県民計画の第2期アクションプランに基づいて柱を再構成してございまして、例えば、今ご指摘いただきました、1「岩手で、世界で活躍する人材の育成」の②「郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進」に関しましては、①「いわての復興教育等の推進」で書きたいと思っております。ただ、これがなくなる

ということではないのですが、打ち出したほうがいい、重要なことであるという場合は項目名も入れたいと思います。同様に、2ページ、7「学びの基盤づくり」の③「目標達成型の学校経営の推進」は、「魅力ある学校づくりの推進」の中に入れたいと思いますが、学校現場や県民の方々に意識を持ってもらうためには、項目名を残した方がよいというご意見などがあれば、残していくことを検討していきたいと思えます。

○佐々木修一会長 星委員、いかがでしょうか。

○星俊也委員 1「岩手で、世界で活躍する人材の育成」の②「郷土に誇りと愛着を持ち～」という部分を、①「いわての復興教育～」の方に一緒に盛り込むというのであれば、それは表現にお任せしますが、7「学びの基盤づくり」の③「目標達成型～」というのは、魅力ある学校づくりとはまたちょっと意味合いが違うように思います。むしろ、「目標達成型」という言葉が残る方が、この言葉を大事にしながら各学校は学校経営に取り組んでいくことになろうと思いますので、私の意見としては、「目標達成型」という言葉は残した方がよろしいのではないかなという考えを持っております。以上です。

○佐々木修一会長 はい。ありがとうございます。今星委員のご指摘がありました、2つ目の観点、現計画の「目標達成型の学校経営の推進」を残した方がよいのではないかなというご意見につきまして、他の委員さん方、何かこれについてご意見がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。では高橋委員。

○高橋昌造委員 高橋です。私、一番大事なものは、「郷土に誇りと愛着を持ち」ということだと思います。郷土愛というかですね。後は、「目標達成型の学校経営の推進」については、教育振興というか教育というのは、継続性が求められると思います。取り入れたり、継続したり、そういうのではなくて一貫性があるべきだと思います。それから、3ページの1「学びの基盤づくり」に「安全」があるのですが、次期計画には「安心して学べる環境の整備」がありません。安全と安心は別ものなので、「安心して学べる環境の整備」をなぜ削ったのか、今、国ではウェルビーイング、子どもさんたちのそういった鍵を握るのは、やはり安全・安心ではないのかな、ここがキーワードになるのではないのかなと思うところです。

○佐々木修一会長 はい。ありがとうございました。高橋委員がご指摘された「安心して学べる環境の整備」というところ、大切な観点で削れないのではないかなというご意見でした。  
星委員からご指摘のあった「郷土に誇りと愛着を持ち」という言葉、それから「目標達成型の学校経営の推進」、それから「安心して学べる環境の整備」を残すかどうかについては、事務局で改めてご検討いただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○西野教育企画室長 今のご意見を踏まえて検討したいと思えます。

○佐々木修一会長 皆さんそれでよろしいでしょうか。

○各委員 (異議なしの声)

○佐々木修一会長 それでは、そのほかはございませんか。八重樫委員お願いします。

○八重樫由吏委員 八重樫と申します。よろしくお願ひします。資料3のⅢ学校教育のところですが、G I G Aスクール構想の加速という中で、I C T活用状況が書いてあります。全国に比べて、岩手県の活用状況が低いというところ、どの程度低いのかと思って文科省の資料で見ましたが、ほとんど全国最低レベルで、ちょっと愕然としました。その時の調査で、タブレット、学校でいただいた端末を持ち帰るかどうかという調査や、生徒どうしてインターネットでコミュニケーションしているかとか、先生とコミュニケーションしているかという問いもあったようです。コロナ禍でI C T環境整備は飛躍的に進展したのに、ど

うして活用状況がこんなに少ないのかということと、その整備の中に、例えばWi-Fiの整備も含まれているのかどうか、家にWi-Fiのない子どもさんいらっしゃると思うのですが、その辺をどう把握されているのかということと、それが現計画から次期計画に至るたたき台の中で、「ICT活用などによる児童生徒の実態に応じた授業改善」というところが、次期計画になくなっていますが、その辺はどうお考えなのかお聞きします。

○佐々木修一会長 事務局いかがでしょうか。

○兼平学校教育情報化担当課長 学校教育情報化担当の兼平と申します。1つ目の文科省の調査で、本県の端末持ち帰りの状況或いは授業での活用の状況が全国平均より進んでないことについて、原因をどう分析しているかというご質問についてです。ご指摘の通りの状況でございまして、特に市町村、義務教育の学校におきましては、国のGIGAスクール構想の動きを受けて、1人1台端末の整備ですとか、ご指摘があった学校におけるWi-Fi環境の整備を進めてきたところです。また、現場の教員の先生方のICT活用能力の育成を進めてきたところですが、市町村によっては、少し整備が遅れてしまって、例えばWi-Fi環境が整っていないという要因で、せっかく機器も入ったんだけど、なかなか使い始めが遅かったというような要因ですとか、研修の体制がまだ十分ではなかったというような要因があるのではないかと考えておまして、今、先生方の研修の充実ですとか、県立学校についても、Wi-Fi環境の回線の増強ですとか、そういったものに取り組んでいる状況です。

それから、環境整備の中で、Wi-Fiの環境整備もあわせて進めてきたのかというご質問につきましては、学校内の環境については、県立学校は県の方で整備を進めておまして、今、高校の授業で使う中で、少し回線の量が足りないという話も現場から聞こえてきているところがあり、今年度の予算で夏から秋にかけて県立学校の回線の増強に努めて参りたいと考えています。それから市町村についても、それぞれの市町村教育委員会さんで整備していただいている状況です。都市部で、やはり児童生徒数が多い学校だと少しWi-Fiがないと授業の進展に影響を与えるという声もいただきまして、例えば、盛岡市教育委員会でも財政当局と折衝していただいて、Wi-Fiの増強を今年度実施していただいているということも承知しています。家庭のWi-Fi環境については、これも市町村で様々やっております。また、県立学校の生徒にお伺いしますと、かなり高い割合の家庭でWi-Fi環境の整備がなされている状況となっており、90数パーセントのご家庭では、Wi-Fi環境が整備されているという状況になっています。整備されていない状況の生徒さんの端末の持ち帰り等については、例えば学校のWi-Fiを使っていたくとか、公共施設で設置されているWi-Fiを使っていたくとか、或いはWi-Fiの整備を前提としない宿題の出し方をするとか、そういった工夫を進めていきたいと考えております。

○佐々木修一会長 八重樫委員追加の質問はありますか。

○西野教育企画室長 先ほど答弁していなかった部分があったので、追加でお話させていただきます。骨子のところからICTの記述が消えているという話について、委員からお話をいただいたかと思っております。この部分については、2「確かな学力の育成」の①「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成」のところに入れておまして、具体的には資料4の3ページをご覧になっていただきたいのですが、取組の方向性の中に、まさにICTを活用した教員の指導力向上というような形で、ICTの活用は、もうすでに前提ということで、ここに入れ込もうかという形で考えておりました。ただ、やはり岩手県の状況、今はまだ全国より低いということを受けて、ICTの活用ということ骨子にもきちんと明記すべきというご意見であれば、そこは検討させていただきたいと思っております。

○佐々木修一会長 八重樫委員いかがですか。



○八重樫由吏委員 次期計画のところを見ると、6「いじめ問題・不登校対策等への確かな対応」の③「デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進」に、デジタルという言葉が入っていますが、例えば、リテラシーに積極的にというか、これからAIのこととかいろいろ複雑な私たちが経験しないような社会になってくると思うので、そこでやはりデジタル化ということについては、メリット・デメリットも含めつつ、そういう対応をしていかなければならない子どもたちを育てなければいけないのではないかと思うので、何かもう少し、DXなり、デジタルに関連したことを加えていただきたいと思います。

○佐々木修一会長 関連するご意見ありますでしょうか。佐藤委員お願いします。

○佐藤嘉彦委員 雫石町の佐藤です。ICTに関しての今のお話に関連して、私の考え方を申し上げたいと思うのですが、雫石町でも令和3年度から、ICT、1人1台端末のタブレットを導入させていただいて、昨年度、令和4年度は、それを授業の中で活用するように、教育委員会としても、指導主事や或いは研修会や様々な場面をつくりながら、先生方に使ってもらうようにやりました。やればやるほど、先生方も授業の中で壁にぶち当たって、それを解決するためにどうしたらいいかということで、今年度3年目になりますけれども、町独自でICT支援員を2名導入しました。この2人は、町内小学校5つ、中学校1つあるのですが、月曜日から金曜日まで2人で分担しながら、全ての学校を1週間に1回、2回は必ず回っています。行ったときは、1日中そこに勤務して、子どもたちの先生方の指導に対しての支援やトラブル等に対応しています。町としても、タブレットを活用するために、先生方がどう授業の中で活用できるかということ意識して取り組んでおります。これから様々な支援が必要だと思いますけれども、町の状況としてはそういう状況です。全国的に活用が低いというデータはありますけれども、やはり市町村でも、支援について、それぞれ予算もありますし、様々な状況がありますけれども、それを少しずつ授業の中に、或いは学校に生かせるようにしていかなければならないと思っております。以上です。

○佐々木修一会長 雫石町の事例のご紹介でございました。その他、資料の2、3に関しまして。それでは山口委員お願いします。

○山口真樹委員 今の話に関連して、学校の先生方、授業でたくさん使って欲しいのはもちろんですが、通常業務にプラスでその資料作りとなると、かなりの時間を使わないと作れないですとか、授業で使って欲しいと思っていても得手不得手がある先生もいらっしゃるの、時間外労働が多いと言われると、さらにその時間が増えていく現象になっていくのではないかなと思います。ですから、先生方に対する教育もあります、ある程度教科書に沿った使いやすいパワポなんかを推奨するとか、そういう提案をできないのかなと思います。岩手県内でこの授業のところでこれを使えますと言えば、先生方の負担が減るのではないかと思います。また、保護者目線で、1人1台端末は大変ありがたいのですが、それを家庭に持つてくる場合、持つてくる間のトラブル、破損とか水濡れ、やはり子どもたちが持つて歩くと保護者は不安で、そういった場合どうしたらいいのか、まだ保護者に伝わっていないので、持ち帰った場合の保険、安心して使ってくださいというようなアピールというか、そういうものが保護者に対してないと、怖くて、持つてこないほうがいいよという保護者が多くなりそうな気がします。学校で先生がいるときに使うのはいいけど、家庭に持つてくるまでに何かあったらと思うので、その辺の保護者に対する何かがあったらいいと思います。以上です。

○佐々木修一会長 山口委員のご意見に対して事務局からコメントございますか。

○兼平学校教育情報化担当課長 学校の先生の負担に繋がらないような形で、良い事例を展開していった方がよいのではないかとご指摘です。これについては、その通りかと思っております。総合教育センターの研修でも、良い事例だとか、或いは民間会社のアプリケーションの使い方だとか、そういったものを充実して、現場の先生の負担を増やさない形でICT教育を前に進めていきたいと思っております。

それから、端末の持ち帰りのルールづくりというか、ご家庭に持ち帰ってきた場合の破損、或いは紛失、そういったリスクについてです。各市町村の教育委員会においても、持ち帰りの際のルール策定などに取り組んでいただいています。県の方でも、高校に配備した1人1台端末についても、持ち帰った場合にはやはりどうしても破損だとか、そういったものが出てきます。ただそれを恐れていると、なかなか活用が進まないという部分がありますので、ルールをしっかりと作って、どうしてもその本人の不注意などで端末を壊してしまった場合には、公の負担で直せるような体制を整えて、1人1台端末の活用に取り組んでいきたいと考えています。

○佐々木修一会長 続きまして、佐々木一憲委員お願いいたします。

○佐々木一憲委員 県社協連の佐々木です。資料2の骨子、前回かなりいいかなとは思っていたのですが、第3章【学校教育】6「いじめ問題・不登校対策等への確かな対応」ということで、この後出てくる資料4の部分とかを見ていきますと、いじめと不登校のことしか書かれていない。「等」というのは何を指しているのかというのが不明確だと思います。あと、もし私ならですが、「いじめ問題」ではなくて「いじめ」、そして「不登校対策」ではなくて「不登校への確かな対応」ではないかなと思います。もしいじめを特筆したいのだったら、いじめで一項目を設けて、不登校対策等の部分は様々な問題があるということだったら、困難を抱える子どもへの的確な支援の対応とか、例えばですが、そのように分けた方が明確になるのかなと思います。意見です。

○佐々木修一会長 まず、最初のご質問ですが、「いじめ問題・不登校対策等への確かな対応」の等は、ということが含まれるのか、事務局お願いします。

○西野教育企画室長 はい。ここは、6の③のデジタル社会への対応ということを含めたつもりでいました。ただ、やはりそういうところが分かりづらい、あと先ほどの、いじめ問題等への確かな対応というのもちよっと確かにおかしいなと思いましたので、ここを検討したいと思います。

○佐々木修一会長 ありがとうございます。佐々木委員よろしいでしょうか。

○佐々木修一会長 その他ございませんでしょうか。それでは、西山委員お願いいたします。

○西山広美委員 県高等学校PTA連合会の母親委員会の委員長ということで参りました西山と申します。よろしくお願ひいたします。高校生の親という視点で感じたことでよければお話をさせていただきたいなと思います。先ほど、ICT関係の話が出てきましたが、うちは娘が2人おりまして、1人が県立大学の3年生、1人は盛岡市立高校の2年生です。GIGAスクールの関係に当てはまったのは、下の娘の時代からですが、中学校で1人1台端末ということで、八幡平市は比較的早い時期に入れていただいたのかなと思っています。その時に、中学校でどう使っているのか、親としても興味があったので、聞いてみたのですが、授業の中で、先生が「この資料見るから開いて」とか「これについて問題出すからそれぞれ考えて、どっちの答えかボタンを押して」という感じで数字をとって、「こっちの答えが多かったけど、正解はこっちでした、なぜかというこの資料見て」というような使い方をしていた話を聞いたことがあります。その時、学校に導入される時の黎明期だったので、先生の方も、多分どのように取り入れたらいいのか、或いは先ほどお話があったように、教科とかの勉強が様々あって、相当忙しかったのだらうなと思うのですが、先生より生徒の方が使い慣れているので、結果、何が起こっていたかということ、みんな見ているわけじゃなくて違うのを見ている人も結構いたよ、横から見てあの子は違う画面を見ている、こちらも何か違うのを見ている、でも先生が周ってきた時にはパッと授業の画面に切り換えているよという話を聞いて、中学生はそうなのだなと思って聞いていました。今はどうなのかわかりません。

後は、中学校の長期休業の時に、家に持って帰ってきて、先生からの課題を解いて先生にデータを送るというようなやり方をしていたかと思ひます。ただそれは宿題の全てではなくて、あくまで宿題の一部と

いうことであつたかと記憶しております。高校になってからは、家に持ってきたことは見たことがなかったのですが、学校ではそれなりに使っているかとは思いますが、市立高校は進学クラスとか普通クラスとか商業科というのがありますが、うちの娘は特進の方にはいるのですが、家に帰ってきての勉強では、タブレットとかを持ってきていないです。受験勉強的なものは、宿題もそうだと思うのですが、紙ベースのものでワークとかノートに書いて出すとか、教科書とか参考書を見てというような格好でやっているの、高校では授業だけに使っているのかなと思います。ただ、一方、高校2年生の娘が、来年3年生になりますが、共通テストの方は、情報という教科が含まれると聞きました。確か100点満点だったかなと思います。共通テストにそれが含まれるような状況になってきているので、ICT、タブレットを持ってきているというのも合わせて、情報教育というのを効率的にとか合わせて進めていただければかなと思います。先日、塾の先生に聞きましたらば、情報のテストは意外に難しいという話を聞きました。ホームページとか、私たちはただ情報をたくさん見られていいなと思っているのですが、そのホームページを作るには、言語はどのように作ればいいのかというものですとか、肖像権についてのような問題だと聞きました。そのような内容らしいということをお先日初めて聞きましたので、そういうのを合わせて、別にテストに出るからということではなくて、肖像権とかの話は今後必要だと思われるので、それも含めてやっていただければいいなと感じたところです。以上です。

○佐々木修一会長 事務局からコメントございますか。

○中村高校教育課長 情報教育へのご指摘ということで話を伺わせていただきました。ご指摘の通り、来年度の大学入試から情報Ⅰという科目も始まります。高校では、情報Ⅰが必修科目となっています。全員が同じ情報Ⅰを学ぶことになったのを受けて、その前段階として、先生方の指導力について改めてブラッシュアップする必要があるということで、令和2年度、3年度に、岩手県立大学にもご指導いただきながら先生方の研修会を行って、指導力の向上を図ったところです。そういった研修等を通して、情報のテストの対応とかも、今後も教育センターでの研修も行っておりますし、或いは先生方で組織する研究会で情報教育の部会というのもございますので、そういったところでの研修会を通して、改めて指導力向上を図っていききたいと思います。

○佐々木修一会長 西山委員よろしいですか。

○西山広美委員 先生方の方で様々勉強されるということで、大変ご苦労様ですとっております。先生方のなるべく手がかかりすぎない程度に、授業にどのように取り入れていけばいいのかというのが具体的に、例えば、型を作って、県の先生が例えばそういうのを利用するとか、何かこう広域的に、それぞれの先生がそれぞれ苦労されるのではなくて、そういうやり方ができればいいのかなと感じた次第です。

○佐々木修一会長 私からも一つお願いですが、今総合教育センターでの研修というお話がございました。前回の審議会でも、教育センターの機能をもっと活用した方がいいのではないかという話をさせていただきましたが、特にICTの授業で使うときに、一つの教材の紹介だけではなく、総合教育センターでやっているのは、1時間の授業をどう展開するか、一つのアプリケーションとか、そういう教材を中心にしながら、そういうことを教えてくれる研修がほとんどなので、特に小中学校の先生方はご自分で教材開発するというのは、時間がかかって大変だと思います。ですから、専門に研究している教育センターの研修指導主事の方々に岩手県の授業でのICTの状況をご理解いただいて、事務局の方から働きかけて、そういう講座を増やしていただきたいということです。研修者はやはり、増やしていかないと。先生方も大変ですから、授業でのICTの利用率は上がらないと思います。ぜひ事務局の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、田代委員お願ひいたします。

○田代高章委員 資料2の3ページの「7 学びの基盤づくり」の⑥ですが、これは我々教育学部或いは教職大学院を含めてということで、教員のなり手といいますか、教員になりたいという学生が減ってきているということがあります。その背景にあるものとしては、教員の労働時間管理も含めて、いわゆるブラックだという言い方を特にもされるのですが、教育負担が大きいということがあります。その際に、働き方改革で時間管理も大事ですが、一方で、私が関わっている学校の中でも、先生方の休職者の方が多いケースもあります。学校によっては、いわゆる非常勤講師を充てることで、市町村教育委員会レベルにもなるのですが、いないということで、心苦しい感じであります。校長先生、副校長先生自らが授業をしていくという厳しい現実もございます。そういった時に、資料3の資料提示の内容に関わるのですが、県内の教員のメンタルヘルスに関して、どれだけの休職の先生がおられるのか、或いは精神疾患を抱えるという形で休職を余儀なくされているのか。私のところの卒業生でもそういうケースがここ5、6年でどんどん増えてきています。実際に離職した、つまり教員を辞めていったというケースもありますが、単なる時間管理だけではなくて、そういった教育メンタルヘルスのあり方に対してどう対応していくか、こういう部分も非常に大きく、岩手だけではなくて全国的な課題でもあるのですが、その辺のところのデータをお示しいただければと思います。つまり、休職者がどれぐらいいますか、増えているのでしょうか。その中にはどのような理由で休職を余儀なくされていたりするののかということ踏まえて、データとして表面化させていくといえますか、少し個人情報も関わりますし、なかなか難しい問題かもしれませんが、資料ではなく口頭でも、有する情報提供もいただきたいと。そうでなければ、県民計画或いはアクションプランと言って働き方改革が、タイムマネジメントのレベルだけで狭く理解されると、少し厳しい。もう少し先生が、実態というのはどうなっているかも踏まえながら、それに対して、どういうバックアップしていくか、後は、地域と学校との協働にも関わってくるところですので、どういう形で地域として学校を支援していくか、どのように先生方が苦勞を感じていて、そこをフォローアップすればいいのかです。そういうところの関係も広がっているところでもありますので、ぜひそういう部分も、少し触れていただければ、メンタルヘルスのところで資料4でメンタルヘルス相談窓口というのは、資料によると書いてあるのですが、それだけで対応できるのか、もっと長期的ビジョンが必要、その中にも少しここでも言いにくいところありますが、保護者対応があるかということもあります。それからその他のリスクマネジメントをどう考えていけばいいのか。こういう部分を、これは現職の先生方や学生からの要望を入れながら、その各ケースとしてこういうトラブルがあって、こういう処理の仕方が事例としてはあるよ、こういうものを大学の教員養成のカリキュラムの中に入れなきゃいけない、或いは教職大学院の中でも入れなければ、そして学校現場をサポートしなければいけない、そういう状況が生まれてきていますので、ぜひそういうところに関する配慮をいただきながら、柱の中にも具体的な部分として、少しご考慮いただければと思います。以上です。

○佐々木修一会長 大変難しいといえますか、微妙な問題もあるのですが、今ご指摘いただいた点につきまして、事務局いかがですか。

○大森教職員課総括課長 働き方改革のところについてお話をいただきました。タイムマネジメントの他に、健康確保の取組ということで、非常に重要なご指摘をいただきました。今働き方改革プラン2021-2023ということで、県立学校に対するものですが、取り組んでいます。その中で、教職員の心と体の健康確保を大きな柱の一つとして設けておりまして、在校時間が、月100時間以上の教職員については、産業医における保健指導を必須とするとか、個々の教職員の長時間勤務の要因分析とか、改善の検討を行うなど、保健指導の強化を図る取組をしているところです。精神疾患を抱える教職員が増加傾向にあるというのはその通りです。様々な要因があると思っていまして、量的な忙しさもあれば、質的な忙しさ、様々委員からお話がありましたが、保護者の対応やいじめの対応など様々あるということで、我々も学校訪問をして、校長先生と副校長先生から、例えば弁護士などの方々へ専門的に対応できるような関係がうまくつくれば、教職員の負担が減るのではないかというようなご提案をいただいているところですので、そういったところも含めて、次のプランを考えていきたいと思っております。教職員の質的な働き方とか、健康確保が、ひいては教職員の教員の採用試験とか教員を希望していただける数も増えるということは全くその通りだと思っておりますので、健康確保の取組についても行っていきたいと思っておりますし、データについては、

また改めてお示しできればと思います。

○佐々木修一会長 よろしいですか。

○田代高章委員 ぜひそういう点で、考えていただければ、特に学生、これから教員を目指したいという学生にとって、希望のある職場であるということを我々も意識させていきたいと思います。ぜひよろしくお願い致します。

○佐々木修一会長 資料2、3に、非常にたくさんご意見をいただいたところがまだあるかもしれませんが、資料4が非常に膨大なものになっており、ご意見をいただければなりませんので、資料2、3については、ここで区切らせていただきます。資料4ですが、本日の議事の一番の柱になるところです。充実した意見交換ができればと思っております。12の個別施策の現状と課題、取組の方向性について示されておりますので、4つの施策に区切って、質疑、意見交換を行いたいと思います。それでは資料4をご準備願います。まず1ページから8ページの施策のところ。発言される委員は挙手の上、ご発言をお願いします。

○鈴木美喜子委員 奥州市芸術文化協会の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。6ページの「3の豊かな心の育成」の中で、「3 学校における文化芸術教育の推進」の目指す姿のところですが、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことができる豊かな素養が身についていると。素養という言葉を使っております。現計画もこのような表現になっております。私の芸術文化協会で活動しているものですから、学校現場、いわゆる児童生徒に対して、文化芸術教育の推進するための目指す姿としては、素養というのは一般的に学習や練習で見つけた技能とか知識という、辞書によってこういう表現です。

素養というよりも、芸術文化とか伝統文化を感じられる心の感性の部分、ぜひ学校では子どもたちに身につけさせて欲しいな、それがやはり目指す姿ではないかなと、日頃の活動を通じて感じるのですが、その意図のところ、もう一度確認させていただきたいと思います。

○佐々木修一委員 ただいまのご指摘を確認いたしますと、素養という言葉は知識とか技能というのが中心のイメージだけれども、感性を身に付けるという言葉の方が適切ではないのかというご指摘です。事務局いかがですか。

○武藤義務教育課長 はい。義務教育担当の武藤と申します。今、鈴木委員ご指摘の素養という言葉の言い回しの部分については、やはり再度検討が必要なのかなと考えているところです。小中学校では、委員ご指摘のように、心豊かに生活する基盤の大事な側面ということで、文化芸術の教育を推進し、子どもたちが学校の中で、音楽や演劇等に触れながら、芸術に親しみながら理解を深められるようにするという学習活動を大事にして推進しておりますので、そういった観点からも素養という言葉につきましても、今後検討させていただきたいと思います。

○佐々木修一会長 検討するというところでよろしいですか。あと8ページまでのところで何かございますか。

○高橋昌造委員 お願いですが、栄養教諭、養護教諭の関係ですが、食育と心のケアが非常に大事ですね、指導力の向上とか、それこそ教職員の資質能力の向上と併せてできればと思いますので、配置の充実ということを一言言っていたきたい。

それから8ページのスポーツ医・科学の観点。ここは指導者研修も大事ですが、スーパーキッズやアスリート、そういった児童生徒の子どもさんたちの視点からも、このスポーツ医・科学は非常に大事だと思うので、一言言っていたければと思います。

○佐々木修一会長 事務局いかがでしょうか。

○大森教職員課総括課長 栄養教諭や養護教諭について、限られた人材を最大限配置するという事で努力しておりますけれども、ご指摘の点についても記載について検討したいと思います。

○佐々木修一会長 他に皆様ございませんか。

○鈴木美智代委員 資料の8ページの「健やかな体の育成」というところですが、質問というよりも、希望というか、私の思いです。取組の方向性についてですが、体罰、スポーツ医学、そういったものを、該当する指導者だけの会とか子どもだけの会だけではなく、今後は指導者も子どもも、そして保護者も一堂に会して、同じことを勉強するという場面があると、もっともっと共有できるし発展できるような気がします。個人や一つ一つの組織が、策を講じていくことも大事だと思うのですが、その中でそれぞれの立場の人がどういうサポートして、どういう力を発揮すればいいのかを共有できる場ができればいいなと思っています。中教審を見ていると対話というのはやはり同じものを題材で同じものを同じ時に、感じ取って、こうだね、ああだよねと言っていた方がもっと発展していくだろうと思いますし、私もそういう関わり方をしたいなと思っています。

それから、スポーツに関しては、この方向性の中にも書いてあるのですが、勝利主義だけではなく、スポーツの意味であるとか、価値観というものを根づかせていただきたい。前の方で健康教育の充実という項目があったのですが、勝つ・負けるだけではなくて、魅力であるとか色々な楽しみ方、関わり方が実感できる学校教育になってくれたらいいなと思っています。

あと最後に一つですが、前計画で言っていました豊かなスポーツライフというところにも関わってくるのですが、一生涯にわたって、健康とか、このスケールの育成を意識して実践できる人間をどんどん県民を育てていきたいなと思っています。その間、学校教育の時代は何が必要なのかであるとか、何をすべきなのかというものを感じ取れる計画であると、もっともっと具体化されて発展的、長期的にも死ぬまで自分の体を大事に、健康を大事に思う環境ができると思いました。その3点、少し私の意見希望としてお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐々木修一会長 事務局いかがでしょうか。

○菊池保健体育課総括課長 保健体育課の菊池と申します。ご指摘の通り3点につきましては、大変重要なものにとらえております。特に生徒、保護者、指導者が同じ考え・方向性を持った形で、スポーツ・文化活動を進めていくということは大切なことと認識しております。また、学校教育を通じてスポーツの楽しさであるとか、喜びを感じるとか、そういう経験が、その後の成長に繋がってくるものと感じております。今後、学校教育における体育活動が、生涯に渡るものに繋がるように進めて参りたいと思います。

○佐々木修一委員 時間が来ましたので、もしこの2ページから8ページ中で、あと1人あればということをお願いします。

○西山広美委員 「岩手で、世界で活躍する人材の育成」と「確かな学力の育成」のどちらにも跨る話だと思いますが、4ページの社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進ということで、高校生の希望する進路が実現されるというような姿を目指すに当たった取組の方向性で、大学や地域との連携による体系的な学習の推進とあるのですが、少子高齢化による人口減少、最近よく取り上げられていますが、もちろん岩手県もそれに漏れなく当てはまっていると思いますが、ただでさえ人口の少ない岩手県から、いつの時点で人口が流れるのかというと、高校卒業して大学に進学する時、そして就職する時が大きいと聞いております。すべての高校生が岩手に残って欲しいとは思っていないのですが、単に都会に対する憧れっていうことで東京或いは仙台、その他の都会の大学を希望される方、或いはそちらの方面での就職を希望される方もおりますし、勉強したい学校、或いは学部等が岩手県内にないからというようなことで、県外を目指す方もいらっしゃるし、大学は県外だったけれども戻ってくる方もいらっしゃるし、1回就職して県外から戻ってくる方というのもいらっしゃるのですが、大抵1回県外に出

た方というのはほぼ戻ってこないことが多いと周りを見ても感じております。とはいえ、岩手県内に大学をたくさん作るという話にも限度があると思いますが、できれば、なるべく進学したい子どもさんたちが、ある程度岩手に残って、そして、ある程度地元で、就職して、岩手に残って、そのあと岩手を盛り上げていける子どもさんや生徒さんがたくさんいてくれるといいなと思います。ですので、大学や地域との連携による探究的な学習の推進というところで、できれば、何か大学の生徒さんたちと、小中学校の生徒たちと何らかの関わり、或いはイベントを一緒にやる、そういうところから、この大学でこういうことも勉強できるだとか、こういう大学があつていいなと思って岩手の大学に入りたいと思う子どもさん、生徒さんが増えるような内容をやって、企画していただけるといいなと思いますので、具体的に取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木修一会長 事務局いかがですか。

○中村高校教育課長 大学との繋がりということで、ご指摘の通り探究活動というと、一つのテーマにしたがつて、大学と連携するといったようなことも、学校によってはもちろんありますが、大学のオープンキャンパスに参加して、そこで大学生の話を聞くとか、それから夏休みの時に、ちょっとした学内のインターンシップに少し希望者がお邪魔して、そこで大学の様子或いは研究内容について勉強するといった様々な企画もありますので、そういったことに対して、県内の高校としても積極的に生徒を送り出している現状もございます。様々な探究活動やそういった大学の訪問といった活動を通して、生徒たちが県内大学の魅力や良さを感じている部分もございますので、そういった取り組みを改めて充実しながら、生徒たちが県内の大学の魅力をしっかり感じて、その上で進学を検討できるような体制にできればと考えているところです。

○佐々木修一会長 西山委員よろしいですか。

○西山広美委員 オープンキャンパス、それからサマーセミナー等については承知しております。うちの娘も参加しております。ただ何か小学校とか中学校とか子どもとの関わりとかというのは何か聞いたことがないような気がしております。実は私、県立大学の理事もさせていただいているのですが、そんな話は県大の理事会とかでも聞いたことがなく、いきなりオープンキャンパスからというのは、少し進学を考えている人たちだけが、少し行ってみましたっていうような感じなので、それより早い段階で、こういう学校でこういう勉強ができるのはこういうことができるなんていうのがわかるような学生とのイベントとか或いは子どもたちを少し夏休みにご招待とかというようなところから始めていかれるといいのかなと少し思ったところです。以上です。

○本多学事振興課総括課長 委員の方から、高校生へのオープンスクールだけじゃない、もっとフランクにというかハードルを低く一緒に何かやれるような、それに小中学校があればいいというお話だと思うのですが、今、高等教育地域連携プラットフォームということで県内の大学はみんな集まって、自分たちが地域に人を定着させるためにはどうしたらいいのかとか、後は、大学でどういう人材育成したらいいかということを話し合うような場があります。そういう中で、自分たちで大学にもっと地元の出身の児童生徒の皆さんが入るにはどうしたらいいかという視点もすごく大事だと思うので、そういう議論の中でいただいた意見も参考にしながら、もっと県内の高等教育機関について、小さい時から親しめるような環境を作っていくことが大事だと思いますので、そこから議論していきたいと考えております。

○佐々木修一会長 たくさんご意見があると思うのですが、他にも議論いただきたいところがございまして、1つだけ限らせていただきましたので、8ページまでのところは、以上にさせていただきたいと思います。続いて9ページから17ページの施策に移りたいと思います。特別支援教育からですね。このところで、ご意見がある委員は、挙手をお願いします。はい、滝吉委員をお願いします。

○滝吉美知香委員 私から2点申し上げます。1点目は5の特別支援教育の推進に関するところの2番、各校種における指導・支援の充実というところです。通級指導の拡充を盛り込んでいただきましてありがとうございます。障がいなどに限らず、多様な教育的ニーズのある子どもたちへの学びの場として活用されていくことに非常に高い期待を寄せております。この通級指導教室の促進に当たりまして、最近暑い日が続いておりますが、熱中症対策或いはコロナ対策としてのエアコンの整備計画の中で進めていただいた点、先ほど資料3でも説明がありました。通級指導教室に関してはエアコン整備の対象とはなっておりません。児童生徒が常駐する学級を対象・優先ということなのだと思いますけれども、通級指導教室に通う子どもたちは、ただでさえ、環境の変化に敏感な子どもたちが、環境の変化によって学びの力を出せないような子どもたちが通う場所ですので、ぜひ通級指導教室の拡充と合わせて、環境整備というところも進めていただきたいと思うところです。

2点目に関しては、6のいじめ・不登校にも関わってくると思います。6の2のところに、学校心理士の資格を持つコーディネーターの養成や教員研修の実施を掲載いただいております。このような専門性の向上を、資格という形で、促進していく点には賛成ですし、大学としても単位の認定とか研修の場の提供ということで協働できるところがあると思っています。特例支援に関しても、岩手大学の特別支援教育科では昨年度より特別支援教育士という資格の取得やその後の研修のサポートに関わる岩手の支部会を担うことになりました。通常学級に在籍する子どもたちの、支援ニーズに合わせた教育の勉強というところに主眼が置かれている特別支援教育士ですので、大学としてもできるところはやっていきたいと思っていますので、ぜひご活用いただければと思います。この資格の取得を合わせて進めていくというに関しては、資格を取得した後、現場でどういった位置付けになるのかということところが少し不明瞭であるように感じています。現状、資格があってもなくても、コーディネーターとかで特別支援を担当している先生方がいる中で、ただでさえ多忙な中、なくても何とかかなるかなとか、研修の場に参加しにくいとか、学生が資格を取得したからといって、それがどういうふう現場で使われていくのかということところが明瞭に思い描けないところがあるのかなと思います。それが学生に学ぶことを推奨し、また現場の先生に研修に参加してもらうことの少し壁になっているように思いますので、教育委員会として、学校の中でとか、その資格を持っていることを推奨するとか、資格を持っていることが望ましいとか、体制の中でどういうふう位置づくのかということを確認していただけると、学生のなりたい教員像を合わせて、専門性の向上や意欲の促進になりますし、現場の先生方も、積極的に研修に参加しやすくなるのではないかなと思っています。以上です。

○佐々木修一会長 事務局いかがでしょう。

○佐々木学校施設課長 通級指導教室のエアコン整備ということですが、まずは実態を把握しつつ、後は、国の事業が活用できるかでありますとか、その辺を情報共有していきたいなと思います。

○千田生徒指導課長 6の2の学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターの養成と教員研修の実施についてです。学校現場では、教育相談コーディネーターとして、心理或いは福祉の専門家などと連携して、多職種連携によるチーム学校の支援体制を機能させる専門家として、教育相談に係る資質・能力を生かしていただいているところです。所属校では、スクールカウンセラーさんだとか、スクールソーシャルワーカーさんとの連携を図る役割を担ったり、或いは、地域では、他の学校の先生方の相談に対応していただいたり、或いは、教育委員会主催の研修会・会議等への対応にも努めているところです。今後も、こういった専門的な力を生かしながら、学校の教育相談体制の充実等に努めて参りたいと思っておりますし、そういった動きを様々なところで周知して参りたいと思っております。

○滝吉美知香委員 学校心理士の資格に関しては、多職種連携の中でということところは大切だと思います。学校の教員として資格を持っている教員が、どう多職種連携の立場、位置付けで、関わっていくのかということもぜひ検討していただけたらと思っています。



○佐々木修一会長 それでは、17ページまでのところも時間がなくなって参りましたので、あとお一人くらいでお願いできればと思います。はい、佐々木良恵委員お願いします。

○佐々木良恵委員 16ページの7学校における働き方改革の取組の方向性のところですが、現在、どの学校も少子化で学級数が減っておりまして、学級数が減るということは、1校当たりの教員の数も減るということになります。そうしますと、教科以外に学校運営するための教務がたくさんございますが、そういった教務を担う人も減っております。1人当たりの授業以外のお仕事の割合が非常に高くなっておりまして、今までのような教員の配置の基準ですと、そういったお仕事が回らず、時間数でだけではなくて、その負担増ですね、そういったところも考えられますので、この働き方改革の長時間労働ということだけではなくて、クラス数の減による配置数の減というところの問題のとらえ方を少し入れていただきたいことと、それから地域によりまして、教員の年齢層にかなりの偏りがございます。若い教員しかいなくなりますと、そういった教務、教科もですが指導方法に関する、先輩から、こうすると上手くいくよといったことをアドバイスできる立場の方も非常に少なく、そういったところでも、若い先生方が途中で失速してしまうというような原因にもなっているのではないかというのが、現場にいて感じられることなので、そのあたりのところも、取組の方向性のところでご考慮いただくのがいいのではないかと考えております。

○佐々木修一会長 事務局コメントございますか。

○大森教職員課総括課長 働き方改革に向けてのご助言ありがとうございました。少子化になって、生徒が減って教員が減っても処理する仕事の量はそんなに変わらず、授業に割く以外の事務の負担が増えているというお話がありました。全くその通りだと思っております。働き方改革プランに基づいて様々な取組を進めております。様々な業務改善で、それぞれの学校で取り組んでいる業務改善の取組を横展開するため、事例集を作って、それぞれの事務改善の取組を共有してもらうようなことですか、学校閉庁日の設定を3日から4日に拡充していくこと、今検討が進んでいる統合型校務支援システムのようにICTを活用して、公務を縮小していきましょうという取組を行っているところです。ちなみに、資料3の6ページですが、実績を申し上げますと、右の方で、働き方改革と資質向上ということで、月100時間以上の県立学校教員の割合について、R2は0.2、R3が0.2、R4は0.1となっています。ちなみにR1がどうだったかというところと4.1%であり、数にしますと、R1は1,857人が100時間を超過しており、R4では21人ということで、これまでの取組みや各学校で作成したアクションプランに基づく取組により部活動の見直しなどを行い、過労死ラインと言われる教職員は確実に減ってきています。一方で、これらのデータは、コロナの時期で、学校の様々な活動が縮小、制約を受けた時期と重なりますので、コロナが終わっても、優先度をつけた学校運営や部活のやり方などについては、引き続き見直ししていきましょうということで、学校訪問等でお話をしているところです。いずれにいたしましても、学校の体制が変わることに伴う働き方改革という視点は重要だと思っておりますので、そういった点も含めて検討して参りたいと思います。

○佐々木修一会長 次、どうぞ。

○熊谷小中人事課長 先ほどお話いただきました小中学校で、年齢構成がアンバランスでございまして、県内で言いますと、50代以上の教員が半数以上を占めているという状況であります。その50代以上の教員も、あと10数年すれば退職となりまして、その後は若手が主となることとなります。こういったことを受けまして、校務分掌等の割当等につきましても、50代が中心になるのではなく、若手の教員が中心になって様々な仕事を進めていくというところの校務分掌の見直し等を各学校の方にはお願い等をして、そういった50代が退職していなくなった後も、順調に学校運営が推進できますように準備を進めているといったところです。以上です。

○佐々木修一会長 次に進ませてもらいたいと思います。最後になりますが、18ページから23ページまでの施策につきまして、ご意見等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。田代委員お願いします。

○田代 高章委員 学校、家庭、地域との協働というところで、本当はもっと広いビジョンが必要だろうなと思っているのですが、昨今の社会状況ということで、今日の資料では、参考資料2-2のところ、これは中教審答申のところ次期教育振興基本計画の策定ということで、資料提示をいただいています、学校と家庭と地域って言ったときの、この18ページの目指す姿というところが、地域とともにある学校づくり、それから学校を核とした地域づくり、学校づくりと地域づくりの両面を総則的にということによいのですが、学校、家庭、地域が連携協働して、子どもの学びや育ちを支える持続的な取組、これもその通りなのですが、これは具体的に何をイメージするのだろうかというのが、県民の皆さんにわかるのかなと思います。もっと言うならば、これからの社会を見据えてどういう子どもたちを育てることが今求められているのか、グローバル社会で多様性があり、包摂性があると、さらには公平・公正性ということで今言われていて、そういう部分で、これから求められる子どもたちというのは、前の資料のところにありますように、その授業或いは生活、豊かな心みたいなどころ、こうなった時に、例えば地域を中心にした課題解決の力をとるところは、我々が学生に授業をする時に、すごく意識するところです。地域への愛着、これを郷土への愛着という言い方もしますし、復興教育の観点からもあります、まずは身近な地域の課題をどうとらえるか、これを小中高一貫して考えていきたいということで、その意味で地域課題を解決できる力を、まず子どもたちに育てていきたい、これはこれからのグローバル社会で別に岩手県だけではなくて、全国でも求められる状況、それにも応えていかなければいけません。と同時に、今回は、こども家庭庁でこども基本法がこの4月から施行になり、その時にも示されました。それから、生徒指導提要改訂版が昨年度出されておりますが、その時にも、初めてになります、国連こどもの権利条約の精神をと、そしてそういう部分では、人権教育にそれが反映されてきていて、今回これまでの教育指導指針の中では2つの柱に、こどもの権利を尊重するというを、新たに県教育委員会の方では取り入れていただいた、そういうことを、例えば我々教職大学院でも、講義の際に指導主事さん方にも来ていただいて、そういう説明をいただいているわけですね。そういった時には、これからの子どもを育てる時、どういうビジョンがあって、どういう子どもを描けばいいのか、これまでだったら学びと育ちという抽象的な言い方で可能だったのですが、これからの社会を見据え、例えばということでグローバル社会にも対応できるように、まずは地域の課題を解決できる力を、その際には、とりわけ、こども基本法或いはこどもの権利条約で言われているのは、これは子どもの参加ということが強調されています。今回の資料のところでは、子どもの参加に関わる意見聴取の方法ということで、資料5のところでも提示をいただきました。そこでもこども基本法がとか、或いは教育振興基本計画のところを参考にしながら作られてきているわけですね。その時に、我々は例えば自己調整学習ができる、つまり自学自習能力を育てる、そういうことを子どもたちには考えていかなければいけない、そうなった時には、最初は先生方が指導していく、けども、いずれ子ども自身は自立しないといけないのです、学校教育を超えたら、自分自身が生涯学び続ける力をつける、これが最終的なゴールであって、こういうことのイメージが湧くような表現にしていただけないかなと思います。そうしないと、県民の皆さんがわかりにくいと思います。子どもの学びと育ちは抽象度が高い、その通りなのですが、もっと具体的な部分で提示していただいた方が、つまり今日状況を反映した方がいいと思います。そういうことが、今国が求めている方向性でもあるし、またOECD Education2030プロジェクトでも、ウェルビーイングで求めている、そしてエージェンシーとして子どもをとらえる、その時のエージェンシーは産学も含めた変革を起こす力のある主体を育てる、これは子ども自身がそういう力をつけていかなければいけません、そういった時には、今回の県のビジョンにもあるように、主権者教育、社会参画がすごく大事です。そうなった時に、もう少し社会参画の多様な場を保障することを通じて、地域の課題を解決できるような力を育むような子どもたち、そういうことを通してこれからのイノベーションにも対応できる人材育成、そういう部分は経済界にすごく応える部分です。これから岩手県が産業復興、そしてそれを含めてどういう形で子どもたちを社会に送り出していくかのビジョンというものをもう少し描いていかなければいけません。そこには小中高の校種の区切りはないです。そういうところが社会に開かれた教育課程と答申でも言っていますし、学習指導要領も今回強調している。よりよい学校教育を通じてよりよい社会を作る、これを目指す教育課程なのだ、このよりよい社会をつくるのがゴールなのだということを、どう地域の皆さん方と共有できるか、そうでなければ少子高齢化の社会に、子どもたちがこれから地域の主体となっ

て、これから社会に出て行かなければいけません、主権者教育として、18歳選挙権年齢、単なる政治的リテラシーや模擬投票、そういうレベルの話ではなくて、これからの社会を作るのは、自分づくりの主体であることと同時に社会づくりの主体で、その社会づくり・社会創造、自分づくり・自分創造、この両方を、学校教育を通して育てるのだというビジョンがしっかり明確に出てこない、地域の皆さん方にマクロな部分でこの子どもたちをどう地域に出していけばいいのかを、学校の先生方と一緒に協力・協働して、教育にコミットしていきましょうといった時に、説明できるのかと思います。これはいつも課題です。自分自身も地域の皆さん方と保護者の皆さん方と話す機会もありますし、そういう講演会もあって質疑を受けたりする時に、一体何を今教育で目指しているのですかといった時にそういう話をしないといけません。それから、先ほど総合的な学習の時間も含めて探求的な学びという話題がありました。私も県内の高校に総合探求的な活動の部分では、いろいろ指導助言に入っています。そのときに生徒の皆さんに、なぜこの探究活動が重要なのか、どういう意味を持つのか、それが必ずしも受験学力とは対応しないけど、受験学力を超えるこれからの社会が求める重要性を持っている、そういうことを今説明しています。そういう話を聞いて初めて、生徒の皆さん方は、こういう授業を学ぶことの意味がわかりました、自分は今まで教科だけを学ばないかと思っていたら、そういう単純な狭い視野では駄目なのですねと。そういうことがあれば、もう少しこう県民計画プランに基づいたアクションプランを実現する教育振興計画であれば、そういう大きなビジョンも含めながら、しかし具体的にはどういう力をつけさせるのかという相互の関連性を持って示していただけると、この9番の目指す姿をもう少し具体的なものとして示せるのではないかな、そういうところで初めてアカウンタビリティを果たせるのではないかなと感じました。これは、あくまでも感想にはなりますけれども、そういう視点を持ちながら策定いただければと思います。

○佐々木修一会長 今ご指摘いただいた目指す姿の文言ですが、検討するという余地はありますか。

○西野教育企画室長 この計画は、子どもたちを取り巻く関係する方々に、共通認識を持っていただきながら、それぞれの役割で取り組んでいただかなければならないと思っておりますので、先ほど先生に今日の状況を反映し、また、それぞれが理解しやすい、自分が何をすべきなのかというような役割なども含めて、分かりやすい表現にすべきというご指摘であったと受け止めておりますので、検討させていただければと思います。

○佐々木修一会長 よろしく願いいたします。非常に時間がなくなって参りました。資料5の説明も非常に重要だということですので、こここの部分は、あとお1人だけお願いしたいと思います。佐々木良恵委員お願いします。

○佐々木良恵委員 1つだけ質問がございまして、今の18ページの1の取組の方向性で、市町村における地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置の支援ですが、現在、小中学校の地域学校協働推進員ですとか、コーディネーターというところには予算措置がございまして、高等学校におきましては、そういった予算の支援がないところですが、今後は、それは考慮されるようなことになるのでしょうか。

○佐々木修一会長 はい。事務局いかがでしょう。

○安齊高校改革課長 高校改革課長の安齊です。地域と高校をつなぐコーディネーターということで、様々コーディネーターの配置等を進めているわけですが、現状としましては、市町村による配置というところがメインです。配置の実態は多様で、スポット的にコーディネーターで入っていただく、または地域作り協力隊のような方々に入っているようなところもございまして。県といたしましては、今年度地域連携コーディネーターとして、3校に配置するというところで、一層の促進を図っていきたく考えているところです。

○佐々木修一会長 まだまだご意見があると思いますが、時間が迫っておりますので、資料4についての質疑、意見交換については終わりにしたいと思います。委員の皆様から様々なご意見が出されましたので、事務局は、次回の審議会で本日出された意見を踏まえた資料をお示しいただくようお願いします。議事の

(1) 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」についての審議は以上といたします。

それでは、最後の議事ですが、資料5について質疑を行いたいと思います。事務局は、説明をお願いします。

### 3 議 事

#### (2) その他

○西野教育企画室長 それでは資料について説明させていただきます。先ほど田代委員からもご紹介いただきました、こども基本法というものが制定されまして、こども政策には、子ども等の意見を反映するようというようことが規定されました。そこで、本県におきましては、今回作る計画、またそれ以外の教育施策のためにも、子どもの意見を聴取したいと考えた方法をお諮りするものです。具体的には、1枚目の緑のところです。対象の児童生徒というところから説明しますが、県内のすべての学校、特別支援学校を含みまして、小学校5年生から高校3年生の方に意見を照会したいと思います。回答するのは、個人でもまたグループでも、例えば生徒会でも、クラブの仲間でも良いというような形で考えております。そして、調査方法としましては、先ほどからお話があります通り、ICT、タブレットを活用してもらいたいなということで、オンライン調査にしたいと思っております。調査期間は、この後、チラシなどの配布をしまして、夏休み期間中を中心に7月25日からの1ヶ月間、夏休み自由に応募してもいいし、また学校さんのご意向によっては、教育活動の一環で取り上げていただいても良いと思っています。そして、誰もが気軽に考えて欲しいということで、調査項目は3項目にしました。黄色の部分です。あなたが通っている校種、どこの学校ですか、後は、関心のあるテーマを11項目掲げまして1つ選んでいただく、そして、それについて自由記述と、学んでみたいことややってみたいこと、こうなったらいいなというようなことを、200字以内で自由記述ということにしたい。そして、あくまでもこの調査は任意・無記名で、中には校長先生や担任の先生のお考えで、うちでは何か学級活動の中でやってみましょうというような声掛けは大歓迎ですが、そこは任意・無記名でと思っております。そしてスケジュール感としましては、左にある通り、夏休み期間中を中心に行いまして、取りまとめを行いまして、中間案ぐらいのところでは、この審議会の委員の皆様にもお示しして、子どもからどういう意見が出ているのか、キーワードとして盛り込む必要はないか、後はこういう部分が手薄だなとか、そういったチェックや反映させることを考えていきたいと思っております。2ページ目が、具体的に子どもたちに回答を入力してもらおう入力フォームと思っております。小学生から高校生まで同じものと考えております。また、3ページ以降がチラシとなっております。小学生用、中学生用、高校生からは、今の岩手の計画なども確認できるようなリンク先も貼り付けておまして、これを学校さんの方にお送りさせていただいて、学校の方で、生徒への周知のご協力をお願いしたいと考えているところです。

○佐々木修一会長 それでは、ただいまご説明ございました、資料5につきまして、委員の皆様方から、ご質問ご意見あればお伺いしたいと思います。いかがですか。それでは滝吉委員をお願いします。

○滝吉美知香委員 子どもからの意見を募るということで、特別支援学校も対象になっている点、非常にいいなと思います。どんな意見がくるのかワクワクするところがあります。具体的な回答を見ると、読み方がカッコ書きで示されているのですが、ルビだと思うのですが、あまり一般的ではない方法なので、あえてこうしているのかなというところが少し気になりまして、もしかすると知的障害の子とか読みにくさのある子に対しての読み方を示していることだとは思いますが、あまり一般的ではないので、これで読みやすいかどうかという心配です。そして選択肢に11項目ある、それを読みにくさがある子が、見られるかどうか、学校生活のことが1から5まであってとか、意見があればここに書いてというような視覚的な構造化があると、よりそういった子どもたちも意見がしやすいのかなと思います。そして文章力が問われるのかなとも思います。文章で、表現する力がなければ吸い上げられないということになってしまうので、

オンラインを活用するということに目的があるのであればオンラインミーティングとかですね、端末を活用しながら、打ち込む力とか文章力がなくても意見を表出できる、それを吸い上げられるような方法もあるといいのかなと思った次第です。以上です。

○佐々木修一会長 事務局何かございますか。

○滝吉美知香委員 チラシについては、特別支援には何か読みにくさに配慮するというようなことはないのでしょうか。

○西野教育企画室長 まずフォームのところのふりがなにつきましては、やはり読みにくさがある、知的障がいの特徴を抱えた方にも配慮するというふうに考えましたし、後は選択肢のところは、今いただいたアドバイスを参考にして検討したいと思います。そして、文章力のところにつきましても、特別支援担当などとも少し相談して、もしかしたら今回はこのままということになるかもしれませんが、相談して、工夫できる部分は検討してみたいと思いますし、チラシの部分につきましては、ふりがなを振りたいと思います。特別支援学校のお子さんに配慮したいと思います。以上です。

○佐々木修一会長 滝吉委員よろしいですか。それでは、今の点につきましてはよろしく申し上げます。これにつきまして、他に何かございませんか。それでは八重樫委員お願いします。

○八重樫由吏委員 説明のところにある、カウントというのは、どういう意味で使われているのでしょうか。1カウントとさせていただきますとか、傷つける回答はカウントしませんとかという表現がありますが、これは何か数えるためのという意味でしょうか。

○西野教育企画室長 はい、何件回答がきたというような時に、例えば将来の進路のことで、1個の自由記述をしても、実は部活動のことも言いたいとなると、もう1回エントリーしてということもありまして、1カウント、そして、誹謗中傷に関しては、それには対応しません、対象としません、意見としては反映しませんという趣旨でカウントしないという表現にしました。

○八重樫由吏委員 そこは書かなければいけないことでしょうか。例えば、傷つける内容は受け付けませんというような、チラシにあるような形でいいのではないかと思います。チラシには、傷つける回答は受け付けませんと書いてあります。カウントという表現ではなく、その方がいいのではないかと思います。

○西野教育企画室長 分かりました。そのように修正いたします。

○佐々木修一会長 後はよろしいですか。西山委員お願いします。

○西山広美委員 素朴な疑問なのですが、子どもさんから寄せてもらった意見は、計画に反映するところは反映するのでしょうか。反映といっても、どのようにするのかなという素朴な疑問があります。

○西野教育企画室長 全て反映できるものばかりではないと思っています。事務方のイメージとしましては、項目ごとに分けて、こういうキーワードが多いですとか、そういう時に、そのキーワードは、今の政策で考えなければいけないというような形でキーワードを計画に入れていくとか、後は、政策の漏れのような、例えばこういう要望、こういう希望に対して施策が対応できているか、全てが対応できるかは、様々な制約があるので、できるものではないと思いますが、多い要望などに、この施策がきちんと対応する形でマッチできているのかというような確認の仕方、また、こういう視点もあるんだなというのはもう1回検討しなければいけないというようなところで、確認であるとかキーワードの反映であるとか、そういうチェックの仕方、反映の仕方というものを今のところ考えております。

○佐々木修一会長 西山委員いかがですか。

○西山広美委員 おそらく、小学生については、夏休みが長くなった方がいいですとか、そういう話がもしかしたらたくさんくるかもしれないですし、高校生とかについては、辛辣な内容ですとか深刻な内容ですとか、或いは昨今話題になっているLGBT関係の内容ですとか、幅広く回答がくると思いますので、何か取り入れるべき内容や取り入れ方がとても難しいと思いますし、かといって却下するというのも少し違うと思うので、なかなかその扱いが難しいなと思った次第です。

○佐々木修一会長 この資料につきましては、後はよろしいですか。それでは、資料5の質疑は以上で終わりたいと思います。他に議事として委員の皆様方から何か話し合っていたきたいというようなご提案はございませんか。最後に、教育長よりご発言はございますか。それではお願いいたします。

○佐藤教育長 一言お礼申し上げたいと思います。他用務のために遅れて参りました。限られた時間の中で、膨大な資料に基づきましてご議論いただきました。たくさん貴重なご意見を頂戴したと思います。今後、しっかりいただいたご意見を検討させていただきまして、次回につなげていきたいと考えてございます。この計画策定に当たりましては、県民計画第2期アクションプランとの整合性を図るということと、それから今の国の教育或いは教育行政の課題ですとか方向性もございますので、その辺も十分に、それから社会状況もよく踏まえて、岩手の教育の今後のよりよい指針となるように取り組んで参りたいと思いますので、引き続きご助言、ご指導をよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○佐々木修一会長 以上で議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返しいたします。

#### 4 その他

○西野教育企画室長 最後のその他ですが、皆様から何かございますか。

○鈴木美喜子委員 非常に多岐に渡って、素晴らしい計画案であると思います。地元で長年行政職員をやっていたものですから、その反省を踏まえてお話しますが、審議会が直接審議することではないと思うのですが、この計画策定後の推進について、ぜひ県民の皆さんや関係機関の皆さんに周知し、適正にこの計画が推進されますよう、その手法なども十分に今までやってきたことにプラスして考えていただけると大変ありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○西野教育企画室長 当計画の推進、後は、評価なども年度後半の計画の策定の目途がついたところなどでお諮りしたいなと思っております。そして、今日はもっと審議の時間を確保できればよかったです、議長にもご迷惑をおかけしながらまとめていただきました。そこで言い足りなかつたご意見などもあろうかと思えます。ぜひこの後ですが、次回は9月となりますが、今一度資料を見返してみ、お気づきの点があるかと思えますので、メール等で、ベタ打ちで構いませんので、お気づきの点ありましたら、事務局の方にお寄せいただきますようお願いいたします。

#### 5 閉会

○西野教育企画室長 長時間にわたりご審議ありがとうございました。次回の審議会は9月8日金曜日、こちらサンセールにて15時から17時まで開催する予定です。改めて日時等についてはご案内いたしますが、よろしくようお願いいたします。それでは、本日の審議会、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。